

# 農業委員会議事日程

日 時：令和3年4月28日（水）午前10時00分  
場 所：千曲市役所（新庁舎）301大会議室

〔開 会〕

1. 会長あいさつ
  2. 経過報告
  3. 会期の決定について
  4. 議事録署名委員の指名について
  5. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  6. 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
  7. 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  8. 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について
  9. 報告事項
    - (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
    - (2) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について
    - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について
    - (4) 農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について
  10. その他
- 〔閉 会〕

出席委員

荒井忠男農業委員会会長

1 番 中嶋 喜代栄 外 14 名

事務局出席者

事務局長

中村 利信

農地係担当係長

宮坂 昌吉

【 会議概要 】

中村局長

本日は、お忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。  
なお、本日はコロナ禍であることから、農業委員さん 15 名にお集まりいただきました。時間短縮で進めてまいりますので、よろしくお願ひします。  
ただ今から令和 3 年 4 月の総会を開催いたします。  
それでは、始めに会長さんのあいさつをお願いいたします。

議 長

(会長あいさつ)

中村局長

(経過報告)

議 長

ここで、委員の出欠等につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

中村局長

(出席状況の報告)

議 長

定足数に達しておりますので、只今から会議を開催いたします。

議 長

まず、日程第 3、会期の決定について、であります、議案の内容からして、本  
一日で足りうると思ひますので、本一日と決定したいが、ご異議ございませ  
んか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本一日と決定いたしました。

議 長

次に日程第 4、議事録署名委員の指名について、であります、議長から  
指名するに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。それでは、議長から指名いたします。  
3 番瀧澤文武委員、4 番栗原正明委員の両委員をお願いいたします。  
それでは、日程第 5、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、  
を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。  
なお、発言の際は挙手の上、議席番号、氏名をお願いいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第6、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番岡田です。1番案件について、担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。  
地区は、寂蒔区千曲線の〇〇オート南側の千曲線と寂蒔団地の間にある畑です。昭和48年に観賞魚生産センターとして杭瀬下の〇〇鯉店さんが転用許可された土地ですが、その後の景気の落ち込み等で観賞魚の需要がなく、この程〇〇定期自動車に土地利用の要望があり、計画土地を売却するということでもあります。昭和48年の申請ということで、今から48年前で以前から葦が生い茂った土地でございまして、変更は可能と判断いたしました。

1番中嶋委員

1番の中嶋です。2番案件について、担当委員と現地確認をしまりましたので、ご報告いたします。  
最初はアパートを目的として、許可を受けておりましたが、平成3年より長い間資金繰り等で建設の目途がたたず中止おりました、今回貸駐車場として申請がありました。顛末書も付いておりますが、場所は上山田小学校のグランド側から東へ50mぐらい降りたところの住宅地の土地で、長い間何もされていませませんが、土地は荒れてなく、柿の木など木が2本あって、あとは庭のように使用されていて、花壇があるくら

いで、草なども生えていませんで特に問題はありませんで。

議 長

担当委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございます。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。  
事務局から朗読、説明をお願いいたします。

宮坂担当係長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見をお受けする前に、担当委員さんによる現地確認結果、意見等の報告をお願いいたします。

2番岡田委員

2番岡田です。1番から4番案件について担当委員と現地確認をしてきましたので、ご報告いたします。

まず1番案件ですが、地区は寂蒔区で国道18号線の寂蒔の信号から西へ250mほどのところにある田に4区画の宅地を分譲する申請でございます。西側に市道、南側に水路、東側に田、北側が宅地になっており、隣接耕作者2名の同意を得ています。コンクリート擁壁による土留めを施工し、雨水は地下浸透、汚水は下水道接続で問題はないと思います。

続いて2番案件でございますが、地区は寂蒔区、先ほど計画変更承認申請の1番案件と同じところではございまして、水路を隔てて隣接する田を合わせて、現在国道18号線沿いにある〇〇定期自動車の屋代営業所を移転してトラックの物流施設を建設する申請でございます。周囲は西側が千曲線で北側に道路と水路を挟んで田があり、東側は市営の寂蒔団地です。南側は水路を挟んで宅地で隣接耕作者の同意を得ています。法面はコンクリート擁壁による土留めを施工して、雨水は地下浸透で宅地内処理、汚水は下水道接続で問題ないと思います。

続きまして3番案件ですが、場所は、寂蒔区の千曲線沿いにあるパチンコ〇〇 〇〇店北側の駐車場の北に位置する母親の所有する田の一部を分筆して、住宅を建設す

る申請です。3月に申請のありました店舗の一部に住宅が含まれており、その代替としての住宅を建設するものであります。周囲は西側が水路を挟んで道路、北側は水路を挟んで宅地、東側南側は母親所有の田で隣接耕作者はいません。平屋の住宅で雨水は地下浸透、汚水は下水接続で問題はありません。

続いて4番案件ですが、地区は杭瀬下区、市役所から100mほど南側の千曲線沿いの東沿いにある畑で、建売住居用地としての申請です。周囲は西側に千曲線、北側は宅地、東側南側は道路で隣接農地はありません。北側には既設擁壁があり、他は道路で法面はなく、雨水は地下浸透、排水は下水道接続です。問題はありません。

#### 11 番嶋田委員

11番嶋田です。過日5番案件について推進委員2名と現地の確認をいたしました。息子が土地を借りて住宅を建てる案件でございます。場所は県道森篠ノ井線のあんずの里観光会館から直線で西へ約300mの住宅地の中です。親の畑が1500㎡ぐらいの広さがありまして、その中に建てるので周りは概ね親の畑の中で、ただ東側だけが隣の家の畑に接してございまして、ここについては距離を取り、在来種のおんずの木が2本だけですので問題ないと思います。西側南側北側については、全部父親の畑になっております。問題はありません。あと雨水は地下浸透で排水は下水道接続、日陰に関しては、十分に東側の土地と距離を取ることで問題はありません。実家の農地以外隣接地に農地はありません。特に問題はありません。

#### 9 番緑川委員

9番緑川です。6番から10番案件まで続けて説明いたします。過日関係委員と現地確認を行いました。まず6番の場所ですが、千曲駅の東150m程行った山沿いです。住宅地の中の農地で、西側だけ譲り渡し人の農地で、耕作者の同意はあります。駐車場ということもあり、問題はないと思います。続きまして7番ですが、場所は上徳間の伊勢社の北100m、住宅地と道路に囲まれ北側だけが僅かに農地に接してございまして。耕作者の同意があり、排水等も問題ないと思います。続いて8番ですが、場所は千曲線の六差路の信号がありますが、この北東100mほど三方住宅と道路に囲まれ、西側だけ農地に接してございまして。耕作者の同意は得ており、排水等も問題ないと思います。9番ですが場所は国道18号線ほたる橋の信号を南に150m入ったところです。工場と駐車場に囲まれ、農地には接してございませぬ。これも問題ないと思います。10番ですが場所は小船山公園の南30m程です。以前から、駐車場と物置資材置場となっており、農地として問題があるということで指摘をしておりました。所有者と賃借人からは、反省を込めて顛末書が添付されてございまして。認めざるを得ないと思います。

#### 1 番中嶋委員

1番中嶋です。11番案件ですが、先日関係委員4名と現地確認してございまして、報告します。先ほどの計画変更の2番案件と同じ場所で、上山田小学校のグランド側から50m程東に行った住宅地の中にある土地で、アパートの計画を駐車場に変更したいということです。特に問題はないかと思っております。

#### 4 番栗原委員

4番栗原です。12番案件ですが関係委員と現地確認をしてございまして、ご報告いたします。

場所は上山田温泉の城山通りを神社方面へ向かい、その前の道路を南へ500m先に

行った住宅地の中にあります。以前は古い住宅がありまして、現在は新築するため更地になっております。申請地は顛末書も出ていますが、解体した家の周りは、庭や物置、通路として利用していました。申請にあたり隣接者の同意も得ております。また法面の施工、排水もそのまま残します。問題ありません。

議 長

委員さんからの報告が終わりました。  
それでは、質疑意見を一括、お受けします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり可決、決定されました。  
続きまして、日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、を議題といたします。事務局から朗読、説明をお願いします。

中村局長

……朗読説明……

議 長

朗読、説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(進行の声あり)

議 長

進行の声がございました。進行いたします。  
質疑、意見を終結し、採決いたします。  
お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第4号は、原案のとおり可決、決定されました。  
以上で、議事はすべて終了いたしました。  
続いて、日程第9、「報告事項」について報告をお願いします。

中村局長

(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

中村局長

(2)農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意による解約について

宮坂担当係長  
宮坂担当係長

(3)農地法第4条第1項第8号の規定による農業用施設への転用について  
(4)農地法第5条第1項ただし書き(許可不要)による転用行為について

議 長

ただいまの報告事項について、何か質問、ご意見がありましたら、お願いします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。先へ進めます。  
続いて、日程第10、「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

……説明……

議 長

説明が終わりました。  
それでは、質疑・意見を一括してお受けいたします。

(質疑、意見なし)

議 長

よろしいですか。  
以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
令和3年4月の総会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

[閉会] 午前10時55分